

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和7年度（2025年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

令和7年（2025年）5月

1. 策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）10 月に第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定後、平成 31 年（2019 年）3 月に「将来のごみ処理体制についての方針」の公表、令和 2 年（2020 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）の策定、平成 30 年（2018 年）10 月の「かまくらプラごみゼロ宣言」、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行等、本計画策定後の状況の変化を踏まえ、令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画を改定しました。

令和 7 年度（2025 年度）のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図り、焼却量の削減に向けた取組を行うとともに、安定的なごみ処理体制を構築するため、当該年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

2. 基本理念及び基本方針

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

また、基本理念の実現に向け6つの基本方針を定めています。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して**
～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では、6つの基本方針に基づいて施策を展開することとしています。施策の体系は次のとおりです。なお、「R7年度取組」欄の「○」は、6ページ「5. 令和7度（2024年度）重点的な取組」に掲げたそれぞれの重点項目に位置付けた施策であることを示しています。

基本 方針 1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策と主な取組		R7年度 取組
施策1-1 リデュース （発生抑制）の推進 （食品ロス）	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	○
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	○
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○
施策1-2 リデュース （発生抑制）の推進 （食品ロス以外）	(1) 使い捨てプラスチックの削減	○
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	○
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-3 リユース （再使用）の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-4 リサイクル （再生利用）の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○
	(2) 紙おむつの資源化	○
	(3) 事業系ごみの最適な資源化	○
	(4) ごみと資源物の分別徹底	
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	

基本
方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		R7年度 取組
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3 Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3 Rの取組支援	○
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3 Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本
方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		R7年度 取組
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本
方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		R7年度 取組
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	○
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	○
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	

基本
方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		R7年度 取組
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	○
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	○
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	○
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本
方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築

施策と主な取組		R7年度 取組
施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築	○
	(2) バックアップ体制の構築	○
	(3) 災害時の協力支援体制	○
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討	○

4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量（推計）

焼却見込量 (t/年) ㉠	令和7年度 (2025年度)
	29,036

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値（単位：t）

項目 \ 年度		令和7年度 (2025年度)
家庭系	生ごみの資源化	0
	紙おむつの資源化	1,512
	紙類等の分別徹底	91
事業系	生ごみの資源化促進	217
	紙おむつの資源化	762
	紙類の分別徹底	39
	生ごみ等以外の資源化	6,657
総計／年度		9,278
㉡ 累計		13,514

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量（目標値） (㉠ - ㉡)	令和7年度 (2025年度)
(t/年)	15,522

5. 令和7年度（2025年度）の重点的な取組

基本方針に基づく施策と主な取組のうち、令和7年度（2025年度）は次の6項目を重点項目に掲げ、進行管理を行います。

重点項目1 食品ロスの削減の取組

重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

重点項目3 新たな資源化

重点項目4 市民サービスの向上

重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

重点項目 1

食品ロスの削減の取組

令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、令和6年（2024年）12月には「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されました。法の趣旨を踏まえ、リデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的施策に位置付け、引き続き消費者や事業者と連携協働を図りながら、その取組を拡充していきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭における食品ロスの削減 施策1-1-(1)	SNS等による啓発											
	家庭系燃やすごみの組成調査では、令和3年度（2021年度）から厨芥類を細分化し、より詳細な調査を行っています。厨芥類の中で「食べ残し等」の割合が約80%と最も多いため、食べ残しの減量を図ることを中心に、刊行物やパンフレット、SNS等を通じて啓発を行います。 また、引き続き国・県等の取組に合わせて、同時期に本市においても啓発を行う等、より効果的な周知・啓発を行います。											
②飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ 施策1-1-(2)、施策5-1-(4)	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR（随時）											
	本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約15%と最も高い割合を占め、事業系生ごみの中でも食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べ残しの呼びかけ3010（さんまるいちまる）運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進等により、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。 令和3年度（2021年度）に創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」は、啓発指導員による啓発・訪問、飲食業組合や商工会議所等への周知を行い、協力店の登録を推進します。 協力店に対しては、食品ロス削減及び食品リサイクルの取組の強化につながるよう意識啓発を図ります。併せて、店頭へのステッカーやポスター、具体的な取組内容の掲示により、利用者に対する周知啓発への協力も求めていきます。											
③食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR 施策1-1-(3)	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR（随時）											
	「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」の協力店が実施している食品ロスの削減の取組や内容を、ホームページやSNSで発信します。 また、「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」等を活用し、情報発信の充実を図ります。											
④食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法調査・研究 施策1-1-(4)	令和6年度組成調査結果を踏まえた検討											
	令和3年度（2021年度）から家庭系燃やすごみの組成調査における厨芥類の調査項目を細分化しており、経年変化の把握を行うとともに、調査結果を踏まえ、効果的な削減方法や啓発方法を検討します。 また、正確に現状を把握するため、調査項目の見直しについても検討します。											
⑤未利用食品を活用するための活動の支援 施策1-1-(5)	フードドライブ											
	食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を引き続き実施します。生活困窮者支援事業との連携を図りながら、年間を通じた受入れを実施するとともに、受入れ窓口の拡大等について検討を進めます。また、鎌倉市SDGsつながりポイント事業（まちのコイン）と連携を図り、受入れの促進を図ります。 事業者に対しては、引き続き食品ロスの削減の要請と併せてフードバンクの周知・啓発を図ります。											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・施策 1-1-(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組の P R
- ・施策 1-1-(4) 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究
- ・施策 1-1-(5) 未利用食品を活用するための活動の支援
- ・施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

重点項目 2

家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

3 Rの取組のうち家庭及び事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を継続して実施するとともに、その取組を拡充していきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発 施策1-2-(1)、施策2-1-(1)	プラごみ削減施策推進、ウォーターサーバー設置											
	レジ袋の削減のため、エコバッグの普及促進を進めます。また、使い捨てペットボトルの削減のため、引き続き民間事業者と協力し、公共施設や駅等に水道直結式ウォーターサーバー設置の拡大を図るとともに、「鎌倉市給水スポットマップ」の活用や、鎌倉市SDG sつながりポイント事業（まちのコイン）と連携し、利用促進を図ります。 令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応するため、プラスチック製品の製造事業者による「自主回収・再資源化事業計画」が安定的かつ効率的に進められるよう協力及び支援を行います。 現在、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括して収集及び処理できるよう、法32条による容器包装リサイクル法ルートに基づく再商品化や民間技術等の動向を注視し、処理手法等を検討します。											
②水切りの普及啓発 施策1-2-(3)	ホームページ等による啓発											
	生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を紹介することにより、普及啓発を継続します。											
③家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及 施策1-2-(4)	生ごみ処理機の常設展示、購入費助成											
	新たな生活様式が浸透し、環境意識が向上している状況を踏まえ、更なる普及拡大を目指します。 市役所窓口において、生ごみ処理機の種類・使用方法等の説明を行い、ライフスタイルに合った機種選定等のサポートを行います。また、助成制度の利用者に対して購入後の利用状況を確認し、継続利用を促す取組を検討します。											
④不用品登録制度などのリユース制度の拡充 施策1-2-(6)	SNS等での周知啓発											
	不用になった家具等のリユース（再使用）を進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、引き続き制度の周知を図ります。 令和7年度(2024年度)からつながる鎌倉エール事業「協働コース」で市民活動団体と協働し、リユース食器の利用を推進します。 また、これまで行ってきた市の刊行物発行やSNSを継続しながら制度周知を図ります。											
⑤生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上 施策1-3-(1)	多量排出事業者等への戸別訪問による指導・周知啓発											
	多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）や準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）を個別訪問する際、分別の徹底とともに、使い捨て物品等の削減、量り売り、過剰包装について、引き続き指導・要請をします。 市民、事業者等と連携し、製品の販売工程で使用される容器包装を削減するための周知・啓発を図ります。											

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
⑥ 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供 施策2-1-(2)				動画配信等での周知啓発								
	市民向けの説明会を開催するとともに、動画配信を活用した情報提供を図ります。 また、広報かまぐらの「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」等を通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。											
⑦ 多様なツールによる情報発信 施策2-1-(3)				SNS 等による情報発信								
	若手世代や転入者、単身世帯等、比較のごみに無関心な層に対し、LINEを活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日等の情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」によるさらなる周知を行います。また、既存のホームページをはじめとして、SNS等の情報発信ツールの活用し、誰もが3 Rに関する情報に触れられる環境を整備します。											
⑧ 学校等における環境教育等の推進 地域での環境学習や3 Rの取組支援 施策2-1-(4)、施策2-1-(5)				環境教育								
	小中学校や地域を対象とした環境教育等を実施し、本市のごみの現状や課題、3 Rの取組の重要性等について、理解を深めます。											
⑨ 不適正な排出に対する指導 施策2-1-(6)				内容物調査等の実施								
	ごみや資源物の分別に関して、ワンルーム等の共同住宅の居住者、転入者を中心とした分別の周知等を実施します。また、不適正排出に対しては、必要に応じて内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-2-(1) 使い捨てプラスチックの削減
- ・ 施策 1-2-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-2-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上
- ・ 施策 1-3-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 2-1-(5) 地域での環境教育や3Rの取組支援
- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-2-(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続
- ・ 施策 5-1-(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組
- ・ 施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

重点項目 3

新たな資源化

2 R の取り組みを行ってもなお排出されるものにあつては、資源として有効利用するため資源化を進めていきます。特に、家庭系生ごみ及び紙おむつについては、最適な資源化手法を検討して資源化を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①家庭系生ごみの資源化 施策1-4-(1)	資源化手法の検討及び地元住民との協議												
	家庭系燃やすごみの約半分を生ごみが占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。また、水分を多く含む生ごみの焼却は燃焼効率が悪く、資源化により温室効果ガスの削減にも寄与することから、具体的な資源化手法について検討を進めます。 生ごみ資源化施設の整備については、施設候補地周辺住民から生ごみの堆肥化処理について懸念の声もあり、過年度に実施したサウンディング調査の結果等を踏まえ、地域住民の理解が得られるよう堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法等について地元協議会とともに検討を進めます。												
②紙おむつの資源化 施策1-4-(2)				事業方式や収集体制の検討					補助制度の創設				
	紙おむつの資源化の実施に向けて、令和6年(2024年)に公表した実証実験結果を踏まえ、収集運搬体制の構築や必要設備の導入、実装に向けた経済面の検討を行います。 また、事業者が購入する設備機器の補助制度を創設するため、設備機器の調査や補助制度の設計に係る検討を行います。												
③事業系ごみの最適な資源化 施策1-4-(3)				資源化処理実施									
	事業系ごみは、令和4年(2022年)6月に公募型プロポーザルにより決定したオリックス資源循環株式会社の縦型乾式メタン発酵施設において、引き続き資源化を進めます。 また、契約期間が令和9年(2027年)5月に満了するため、その後の資源化に向けて新たな技術等について情報収集を行います。												

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-4-(1) 家庭系生ごみの資源化
- ・ 施策 1-4-(2) 紙おむつの資源化
- ・ 施策 1-4-(3) 事業系ごみの資源化

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-4-(4) ごみと資源物の分別徹底
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

重点項目 4

市民サービスの向上

急速に進行する人口減少や高齢化、多様化するライフスタイルなど、社会情勢の変化を踏まえた市民サービスの向上に向け、収集方法や資源化手法、分別しやすい排出方法を調査検討します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①家庭系ごみ戸別収集の実施 施策4-1-(1)				収集運搬事前シミュレーション								
	戸建住宅・集合住宅の排出場所確認、市民アンケート、市民周知（説明会等）											
	令和7年（2025年）4月に先行地区での燃やすごみ戸別収集を開始することから、市民生活に大きな混乱を招くことのないよう、円滑な導入に向けて、収集事業者と緊密に連携します。											
	また、令和8年（2026年）4月から開始する全市域での燃やすごみ戸別収集の実施に向けて、説明会の開催をはじめ、広報かまくら等の各種広報媒体での市民周知を図るとともに、戸建て住宅及び集合住宅の排出場所の確認、収集事業者による収集運搬事前シミュレーション等を実施します。											
	事前準備と並行して、先行地区の市民を対象としたアンケートや戸別収集コンサルティング業務委託の実施により、本市における戸別収集のあり方及び今後の戸別収集品目の拡大に向け、検討していきます。											
②分別しやすい排出方法の検討 施策4-1-(2)	LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											
				分別品目の見直しについて調査研究								
	分別区分について分かりやすく理解していただくため、引き続きLINEのアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、さらなる周知を行います。											
	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴う一括回収、高齢者等の負担軽減や処理経費の抑制に向けた分別品目の見直しについて、他自治体における実施状況の調査研究を進めます。											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の実施
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討

重点項目 5

事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

事業系ごみは、市が収集するのではなく、排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしているため、一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っていきます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3 R の具体的な取組 についての分かりやすい 情報提供 施策2-2-(1)	事業者への啓発訪問等の実施											
	適切な分別区分や排出方法の徹底を図るため、排出事業者にパンフレットを配付するとともに訪問指導を行うとともに、適正処理やプラスチックの削減についての啓発資料の配付も継続します。 訪日観光客等によるポイ捨て対策として、不法投棄をしないよう呼びかける掲示物を外国語（英語、中国語、韓国語）で作成し、要望のあった排出事業者に配付します。											
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導 施策2-2-(2)	訪問指導の実施及び新たな搬入物検査の手法の検討											
	廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、適正処理に向けた指導を行います。 多量排出事業者に対しては、条例に基づき「減量化及び資源化計画書」の提出を求め、それを元に分別の徹底やごみの減量化に向けた指導を行います。 準多量排出事業者をはじめ、住宅宿泊事業者（民泊）や小規模な事業所に対しても、事業系ごみの排出状況を把握し、訪問による分別指導を行うとともに、課題に対する対応策についても検討します。 一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しては、「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分基準」を適正に運用し、収集運搬業者による適正処理の推進と産業廃棄物等の混入防止を図ります。 併せて、市の施設への産業廃棄物等の搬入を防ぐため、新たな搬入物検査の手法を検討します。											
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進 施策1-2-(5)	登録再生利用事業者等の情報提供											
	事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行います。 また、フランチャイズ型の事業者に対しては、引き続き市内加盟店の生ごみの資源化を進めるため、フランチャイズ本部にエコフィード（飼料化）や食品リサイクルループの活用について働きかけていきます。 事業系生ごみ処理機については、平成26年（2014年）8月から事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設しており、従来は設置場所や費用等の理由により導入が難しかった事業者も本制度を利用できるよう、令和5年（2023年）に事業者向けに事業系生ごみ処理機の設置に対する補助制度の対象事業を拡大したことから、引き続き助成制度の利用促進を図ります。											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3 R の具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導
- ・ 施策 1-2-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-2-(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

重点項目 6

安定的なごみ処理体制の構築

将来にわたる安定的かつ適正なごみ処理の実施に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築します。また、他の市町村との連携や民間活用による処理が確実に図れるよう、バックアップ体制を拡充します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①広域連携による新たなごみ処理体制の構築について ごみの適正処理の推進 施策6-(1)、施策3-(1)	逗子市への確実な搬入計画の策定						将来の広域連携のあり方検討					
	広域連携による安定的かつ適正なごみの処理を確実に行うため、広域化実施計画に基づくごみ減量・資源化施策や、各市町が担う役割を確実に進めるとともに、逗子市既存焼却施設で円滑に処理できるよう、連携体制を維持します。 また、逗子市既存焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、引き続き広域ブロック区割りの見直しや他の県内市町村との連携について県との協議を進めます。											
②市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知 施策5-(1)-(3)	広報かまくら、SNS、自治会説明による周知											
	令和7年(2025年)3月末に名越クリーンセンターを廃止した後、市内で排出される燃やすごみを、広域化実施計画に基づき逗子市既存焼却施設を中心に処理を行うとともに、逗子市との分別の整合を図るため、分別方法を一部見直したことから、市民に対して広報かまくら、SNS、自治会への説明等、様々な機会を捉えて周知を図ります。											
③バックアップ協定の締結 施策6-(2)	搬出量を想定した運搬計画の策定						新たな協定先の検討					
	安定的なごみ処理体制の構築に向け、引き続き情報収集を行い、近隣市及び民間事業者との新たな協定締結をめざします。 また、今泉クリーンセンターからの搬出量を想定し、確実な運搬計画を策定するため、関連事業者との協議を進めます。											
④災害時の協力支援体制 施策6-(3)	協力支援体制の構築						災害廃棄物処理計画の見直し					
	災害時協力支援協定を締結した民間事業者と仮置場の運用等の協力支援体制の充実に向けた協議・取組を進め、災害時に迅速に対応できるよう備えます。 また、令和8年度の改定を目指し、災害廃棄物処理計画の見直しを進めます。											
⑤ごみ処理施設等のあり方の検討 施策6-(4)	整備工事の推進											
	名越中継施設整備については、令和10年10月の稼働を目指して、着実に工事を進めるとともに、整備工事の進捗に応じ、周辺住民の理解を得るため、周辺自治町内会に対し十分に説明を行います。											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 5-(1)-(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知
- ・ 施策 6-(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築
- ・ 施策 6-(2) バックアップの体制の構築
- ・ 施策 6-(3) 災害時の協力支援体制
- ・ 施策 6-(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討